

現状

○ 児童発達支援の事業所で行われている支援の方法が多様で、質の観点からも大きな開きがあるのではないかと懸念されている。

ガイドライン策定の目的

○ 児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを策定する。

ガイドラインの構成(案)

【障害児支援の基本理念 児童発達支援の役割】

- ・目的
- ・障害児支援の基本理念
- ・児童発達支援の役割
- ・児童発達支援の原則
- ・子どもの発達

【提供すべき支援の内容】

- ・本人支援
(健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言葉・コミュニケーション、人間関係・社会性)
- ・家族支援
- ・地域支援(連携を含む)
- ・移行支援

【運営の留意事項】

- ・児童発達支援計画の作成及び評価
- ・関係機関との連携
- ・支援の提供体制
- ・支援の質の向上と権利養護

支援に活用

- ① アセスメントの際の課題の整理のために活用
- ② 提供すべき支援の内容を踏まえた個別支援計画の作成の際に活用
- ③ 支援の効果の評価の際に活用

支援の評価に活用

○ 保護者や事業者、自治体が個別支援計画や実際の支援内容をチェック・評価することにより、児童発達支援の質を確保する。

ガイドラインの構成(案)

第1章 総則

- 1 目的
- 2 障害児支援の基本理念
 - (1) 障害児本人の最善の利益の保障
 - (2) 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
 - (3) 家族支援の重視
 - (4) 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮
- 3 児童発達支援の役割
- 4 児童発達支援の原則
 - (1) 発達支援の目標
 - (2) 発達支援の内容
 - (3) 発達支援の環境
 - (4) 発達支援の社会的責任
- 5 子どもの発達

第2章 提供すべき支援の内容

- 1 発達支援
 - (1) 支援内容(例)
 - ①健康・生活
 - ②運動・感覚
 - ③認知・行動
 - ④言語・コミュニケーション
 - ⑤人間関係・社会性
 - (2) 支援に当たっての配慮事項
※知的障害、発達障害、肢体不自由児、視覚障害、聴覚障害、重度心身障害、難病、医療的ケアが必要など、障害ごとに特に配慮すべき事項
- 2 家族支援
 - (1) 支援内容
 - (2) 支援にあたっての留意事項
- 3 地域支援(連携を含む)
 - (1) 支援内容
 - (2) 支援にあたっての留意事項
- 4 移行支援
 - (1) 支援内容
 - (2) 支援にあたっての留意事項

ガイドラインの構成(案)

第3章 児童発達支援計画の作成及び評価

- 1 相談支援との連携(障害児支援利用計画との関係)
- 2 個別支援計画の作成及び評価

第4章 関係機関との連携

- 1 母子保健や医療機関等との連携
- 2 併行通園先との連携
- 3 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携
- 4 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携
- 5 協議会等への参加や地域との連携

第5章 支援の提供体制

- 1 職員配置及び職員の役割
- 2 施設及び設備
- 3 定員
- 4 衛生管理及び安全管理
(緊急時の対応を含む。)

第6章 支援の質の向上と権利擁護

- 1 支援の質の向上への取り組み
(職員研修や自己評価等)
- 2 権利擁護(虐待防止等)

別添)

- 事業所向け児童発達支援自己評価表
- 保護者等向け児童発達支援評価表